

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 号第 1 項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 6 月 17 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
「鹿児島県サイクルツーリズム推進事業」業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和 8 年 3 月 31 日（火）
- (4) 履行場所
鹿児島県観光・文化スポーツ部 P R 観光課
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 〒890-8577

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 号第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有する者であること。
- (3) 鹿児島県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人その他の団体又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人その他の団体又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人その他の団体又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人その他の団体又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又個人

3 入札参加資格の審査等

入札に参加しようとする者は、2の(2)に掲げる入札参加資格結果通知書のコピーを提出しなければならない。

併せて、仕様書の内容を踏まえ、事業の実施体制・人員配置（採用計画）についての説明資料（任意様式）を提出すること。

(1) 書面の提出

ア 提出場所

鹿児島県観光・文化スポーツ部PR観光課観光地づくり係

イ 提出期限

令和7年6月26日（木）17時

ウ 提出方法

アの提出場所に持参、又は郵送によること。

(2) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和7年6月30日（月）までに書面及び電話により通知する。

(3) 提出書面に関する説明

資格審査を受けるために書面を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書面について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) その他

ア 提出書面の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書面は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 代理人による入札

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月3日（木） 10時30分

イ 場所 鹿児島県庁行政庁舎 4 階 (4-総-1) 会議室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 〒890-8577

ウ 開札立会者 鹿児島県観光・文化スポーツ部 P R 観光課職員

(4) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県庁(行政庁舎 9 階) 観光・文化スポーツ部 P R 観光課

(イ) 交付期限 令和 7 年 7 月 1 日 (火) 17 時

(5) 入札説明会の開催

開催しない。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(4)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札の開始前までに事務局運営に係る費用として見積もる金額の 100 分の 5 以上の金額 (現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し又は支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書した手形、郵便貯金銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書(差出人が受取人を指定しないものに限る)でも可)を納付すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

また、イに掲げる書面提出により入札保証金の免除を受けようとする者は、令和 7 年 6 月 26 日 (木) 17 時までに資格審査の書類と併せて提出を行うこと。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証書を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年 (令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日) の間に国 (独立行政法人を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 条）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお，予定価格の範囲内に入札がないときは，地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再度入札を行う。

再度入札においても予定価格の範囲内に入札がないときは，直ちにその場で再々度入札まで行う。

再度入札，再々度入札でも落札者がいないときは，最低価格入札者から順に見積書を徴収し，予定価格の範囲内を見積書を提出した者と随意契約するものとする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

鹿児島県観光・文化スポーツ部 P R 観光課観光地づくり係 担当：小谷

電話：099-286-3005 F A X：099-286-5580

E-mail：kdukuri@pref.kagoshima.lg.jp

12 資料等の管理

本県から交付された仕様書(付属資料含む。)は，注意義務を持って管理し，かつ，本入札以外

の用途に使用してはならない。

13 その他

- (1) 入札説明書や仕様書等，その他今回の入札について不明な点や意見等があった場合は，11 の場所に令和7年6月20日（金）15時までに4の(4)の中にある「質問書」を参考に，電子メール又はFAXで文書にて連絡すること。

なお，契約締結後の仕様書の解釈は本県によるものとする。（必要に応じて速やかに本県と協議を行うこと。）

- (2) 質疑事項については取りまとめの上，入札説明書の交付を受けた者に対し，電子メール又はFAXにて回答する。

なお，当該回答文書は，入札説明書や仕様書等に対して追加又は修正したものとみなす。

- (3) 鹿児島県情報公開条例に基づく開示請求があった場合は，契約の相手方も公開することになるので，理解の上，入札に参加すること。